

「県西地域サイクルツーリズム推進協議会」規約

令和4(2022)年11月22日

(名称)

第1条 この協議会は、県西地域サイクルツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県西地域におけるサイクルツーリズムを推進することを目的とする。

(検討・調整)

第3条 協議会では、第2条目的を達成するために、主に次の事項について検討や調整を行う。

- (1) 県西地域を代表するモデルルートの設定
- (2) モデルルートにおける取り組み内容
- (3) 取り組み内容のフォローアップ
- (4) その他必要な事項

(委員)

第4条 協議会の委員は、別紙のとおりとする。

2 委員の追加及び変更は、協議会の承認を得るものとする。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

2 座長は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。

3 座長は、議事の進行に当たる。

4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会の目的を達するまでの期間とする。なお、協議会は、その目的を達したときに解散する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(委員以外の者の出席)

第8条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とし、議事概要は、協議会后ホームページ等で公開する。ただし、特段の理由があるときは、協議会を非公開とすることができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

1 本規約は、令和4(2022)年11月22日から施行する。